

店頭外国為替証拠金取引約款

(約款の趣旨)

第1条 本約款は、お客様とJトラストグローバル証券株式会社(以下「当社」といいます)との間で行う店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます)に関し、お客様と当社の権利義務関係に関する事項を明確にすることを目的とした取決めです。

(リスク、および自己責任の確認)

第2条 お客様は、本取引の特徴、リスク、仕組み、および当社が提供する本取引に関する取引条件等について、「店頭外国為替証拠金取引(WEALTH FX)の契約締結前交付書面」、および本約款を十分に理解し検討し、また次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

- (1) 本取引には、対象通貨に係る外国為替相場の変動、および対象通貨に係る金利水準の変化に伴うリスクがあること
- (2) 本取引には、政治・経済情勢の変化、および各国政府の外国為替取引への規制等による影響を受けるリスクがあること
- (3) 本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること
- (4) 本取引には、少額の証拠金で大きなレバレッジ効果を得ることができ、大きな利益を得られる可能性がある反面、多大な損失を生じるリスクがあること
- (5) 本取引には、損失を抑制する目的でロスカット・ルールが設けられているが(第13条参照)、市況環境によっては、このルールに基づくロスカット注文が執行されても多大な損失が生じるリスクがあること
- (6) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う外国為替証拠金取引業者、およびその取引先銀行の破綻等による取引制限、または建玉、および預託証拠金(第3条第3項で定義する預託証拠金をいいます)の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること
- (7) 本取引には、預託証拠金等についても同様の外国為替取引相場の変動リスクがあること
- (8) 本取引では、預託証拠金は金融商品取引法の規定に基づき、信託銀行へ金銭信託を行う方法、分別管理を行う方法により当社の資産と区分して管理しているが、いかなる公的保険機構、または公的保護の対象になっておらず、金銭の場合、当社へ預託証拠金が預け入れられてから実際に金銭信託されるまでには一定の日数が掛かり、その期間は金銭信託の対象外となる可能性があるため、

- 万一、当社が破綻したとしても、預託証拠金の返還が保証されてはいないこと
- (9) 本取引により生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取り扱われること
- (10) 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクとして全てを網羅しているわけではないこと
- 2 お客様、および当社は、「金融商品取引法」その他法令諸規則を遵守し、本取引を行うことに同意するものとします。

(定義)

第3条 本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 営業日

取引対象通貨ごとに国内の金融機関の営業日、および外国の金融機関の営業日を勘案し、当社が定める日とします。

(2) 必要証拠金

あらかじめ預託することが必要な金銭(第11条に定めるとおり代用有価証券による預託も可)をいいます。なお、特に新規注文を発注する際および発注済の未約定注文に必要な証拠金を「注文必要証拠金」、未決済建玉の維持に必要な証拠金を「建玉必要証拠金」といい、お客様が個人か法人か、また、個人の場合には、取引で選択されたレバレッジによりその計算式が異なり、両者を総称したものを「必要証拠金」といいます。

(3) 預託証拠金

お客様が当社の本取引を行う為の口座(以下「本取引口座」といいます)に預託している金銭および第11条に定める代用有価証券の評価額の合計額をいいます。

(4) 有効証拠金

前項の預託証拠金の額に未決済建玉に係る評価損益と未決済スワップを加減算した額をいいます。なお、第14条に基づき本取引口座から総合取引口座へ振替を請求している額がある場合はこれを減算します。

(5) ロールオーバー/スワップポイント

未決済建玉の当初の決済日を翌営業日に繰延べる処理で、「スワップポイント」とはこの処理により生じる取引通貨間の金利差損益金をいいます。

(6) 通知

当社が提供するオンライントレード・システム(インターネットを利用してお客様が本取引を行うためのソフトウェアをいいます。以下同じ。)を通じて、またはその他の方法により、お知らせする内容をお客様が確認できる状態にする行為をい

います。

(7) 反対売買(本取引では「決済」ともいいます)

未決済建玉を転売、または買戻しにより差金決済することをいいます。

(8) 証拠金維持率

有効証拠金を未決済建玉に係る建玉必要証拠金で除した割合をいいます。

(本取引口座による処理)

第4条 お客様は、別に定める要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。

2 お客様は、本取引口座の開設の申込みにあたって、「店頭外国為替証拠金取引口座開設申込書兼店頭外国為替証拠金取引についての確認書」を差し入れるものとします。

3 お客様が当社と行う本取引に関して、取引の執行、売買代金、預託証拠金、反対売買を行った場合の差損益金の受渡し等の金銭の授受等を本取引口座を通して処理するものとします。

(通貨の種類)

第5条 本取引において取扱う通貨、および取引の種類は、当社が定めるものとします。

(建玉限度額)

第6条 本取引における 1 注文あたりの建玉限度金額(数量)および総建玉限度金額(数量)は当社が定めるものとします。

(注文)

第7条 お客様は、本取引に係る売買注文を行う際は、次に掲げる事項について明確に指示するものとします。

- (1) 通貨の種類
- (2) 売り、または買いの区別
- (3) 新規、または反対売買(決済)の区別
- (4) 取引金額(当社が別途定める取引単位の整数倍)
- (5) 注文の種類
- (6) 注文パターン
- (7) 指値注文あるいは逆指値注文の場合はその価格
- (8) 注文の有効期限
- (9) その他お客様の指示によるものとされている事項

- 2 お客様は、前項の売買注文については、オンライントレード・システムもしくは対面（電話による方法を含む）でのお取引を通じて行い、システム障害が発生した場合も含めて、FAX や電子メールその他の方法による発注は一切行えないことに同意するものとします。
- 3 お客様は、有効証拠金の額から次の各号の合計額を差し引いた額（以下「新規発注余力」という）の範囲内において、前2項の注文を行うことができるものとします。
 - (1) 未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額
 - (2) 反対売買注文を除く発注済の未約定注文に係る注文必要証拠金の額
- 4 お客様は、当社が、前項の新規発注余力が十分あるにもかかわらず、本取引の継続が不適当であると判断した場合、お客様の新規注文に対して制限を加える場合があることをあらかじめ同意するものとします。
- 5 お客様は、当社が、本取引に関連して取引を行う外国為替力バー取引先等の状況により、一時的に取引条件を変更し、あるいは制限を加える場合があることをあらかじめ同意するものとします。この場合、当社は、オンライントレード・システム又はその他の方法において、事前にまたは注文に返答する方法により通知するものとします。
- 6 お客様は、外国為替市場の状況等により、本取引における注文が必ずしも指定した価格で約定するとは限らず、また当該注文が成立しない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 7 お客様は、オンライントレード・システムにおいて表示に誤りが生じた場合（当社が提示する為替レートが外国為替市場の実勢レートと大幅に乖離している等明白な誤りと合理的に判断できる場合を含みます。）、当社がかかる誤りを訂正する権利を有すること、および誤って表示された価格に基づく注文の執行、または約定がなされた場合に、当該注文の取消、または約定内容の修正を行う権利を有することにあらかじめ同意するものとします。
- 8 当社は前項の約定内容の修正をする場合には、当該注文時において正常に表示されていたとした場合の価格に修正するように努めるものとします。お客様は、オンライントレード・システムにおいて、誤って表示された価格に基づく注文の執行、または約定がなされた後、引き続いて他の注文の執行、または約定がなされた場合においても、当社は当該他の注文の取消、または約定内容の修正を行う権利を有することにあらかじめ同意するものとします。
- 9 なお、第7項の取消には、成立した取引を反対売買し、それにより発生する損益額に該当する額を調整することを含むものとし、また、第7項の修正には、成立した取引の約定価格を変更することなく、本来あるべき約定価格との差額を調整することを含むものとします。

(外国為替レート、およびスワップポイント)

- 第8条** お客様は、本取引において当社が提示する為替レート、およびスワップポイントに関し、当社がその判断により独自に提示する為替レート、およびスワップポイントが適用されることに同意するものとします。
- 2 当社は、前項の外国為替レートの提示を、売値、および買値を同時に提示するツー・ウェイ・プライス方式で提示します。

(評価損益の計算)

- 第9条** 当社は、本取引に係るお客様の未決済建玉につき、当社の提示する為替レートを用いて、評価損益を算出するものとします。
- 2 有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額に対して、当社が定めるアラート水準もしくはお客様が設定したアラート水準に達したとき(証拠金維持率がアラート水準に達したとき)は、当社は当社の定める方法(電子メールによる方法を含む)でお客様にその旨を通知します。
- 3 お客様は、本条の評価損益の計算が、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートにより行われることにあらかじめ同意するものとします。

(必要証拠金)

- 第10条** お客様は、当社が別途定める必要証拠金を本取引に係る売買注文の前に金銭、または次条に定める代用有価証券により預託するものとします。なお、反対売買注文については、この限りではありません。
- 2 当社は、外国為替相場、または経済情勢の変化等により、当社が必要と判断したときは、お客様に事前に通知することなく前項の必要証拠金の額を変更することができるものとします。なお、この変更による額は、未決済建玉に対しても適用されるものとします。
- 3 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る必要証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。

(代用有価証券)

- 第11条** お客様は、前条の必要証拠金について、当社が承諾した場合に限り、金銭に代えて有価証券を預託することができるものとします。
- 2 預託可能な代用有価証券の種類及び評価額は、当社が定めるものとします。
- 3 お客様が、本取引に関連し負担するものとなった債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、代用有価証券その他の有価証券等を、当社はおお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分することができるものとします。

- 4 前項の場合において、お客様は当社に異議を申し出ないものとします。

(預託証拠金)

第12条 預託証拠金は、お客様が当社の本取引口座に預託している金銭および第11条に定める代用有価証券評価額の合計額とします。

- 2 当社は、お客様が反対売買により生じた差損益金及びスワップポイントの額について、お客様に事前に通知することなく、発生時に前項の額に加減することができるものとします。
- 3 お客様は、預託証拠金について、金利が付与されないことに同意するものとします。
- 4 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金については、当社の定めるところに従うものとします。

(強制決済、およびロスカット等)

第13条 お客様は、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額に対して当社があらかじめ定めるロスカット水準またはお客様が設定したロスカット水準に達したとき(証拠金維持率がロスカット水準に達したとき)、第18条に定める所定の期限の利益を喪失した場合、または、お客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると当社が合理的に判断した場合には、お客様に対し事前の通知をすることなく、当社が別途定める方法により、当社がお客様の計算において、未決済建玉の全部、または一部を反対売買により処理することができることにあらかじめ同意するものとします。

- 2 お客様は、当社が、有効証拠金の額が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回った場合には、未約定注文の全てを取り消すことができることにあらかじめ同意するものとします。

(預託証拠金の振替、および返還)

第14条 お客様は、第7条第3項の新規発注余力の額の範囲内において、預託証拠金を本取引口座から総合取引口座への振替を請求することができます。

- 2 当社は、前項の振替可能額の全部、または一部の振替につき、お客様が振替請求を行った日(ただし、当社が定める時間までに振替請求を行ったものに限り、当該時間を過ぎてしまった場合は、翌営業日の扱いとなります。)の当日もしくは翌営業日までに、お客様の総合取引口座へ振替の手続きを行います。なお、第11条に定める代用有価証券についても、翌営業日を目途に保護預りへの振替の手続きを行います。
- 3 当社は、前項の振替請求による振替手続きまでの間に、お客様の有効証拠金の額

が未決済建玉に係る建玉必要証拠金の額を下回ったときは、当該振替手続きを行わないことができるものとします。

- 4 預託証拠金の返還は、第1項、および第2項の手続きによりお客様の総合取引口座へ当該預託証拠金が振替えられた後、当社の総合取引約款(以下「総合取引約款」といいます。)の規定等に基づき行うものとします。

(取引の終了)

第15 条 お客様は、本取引に係る未決済建玉につき、当社の定める方法により、当社の定める時間内において任意にこれを決済することができるものとします。

- 2 お客様について次に掲げる各号の事由が生じたときは、当社がお客様の計算において、未決済建玉を反対売買により処理するものとし、お客様はその結果について一切異議を述べないことにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 第13 条に該当する事由が生じたとき
- (2) 第18 条に該当する事由が生じたとき
- (3) 第28 条に該当する事由が生じたとき

(ロールオーバー)

第16 条 お客様は、前条第1項所定の方法による差金決済の意思表示を当社所定の日時までに行わなかった場合、当社が、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に当該未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理を行うことができるものとします。

(取引手数料・租税公課)

第17 条 お客様は、当社が別途定める本取引に係る取引手数料、送金手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。

- 2 お客様は、本取引に係る租税公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

(期限の利益の喪失)

第18 条 お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社から通知・催告等がなくても、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済することにあらかじめ同意するものとします。

- (1) 支払いの停止、または破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (3) 本取引に係る債権、またはその他一切の債権の何れかについて仮差押・保

全差押・差押の命令・通知が発送されたとき

- (4) お客様の当社に対する本取引、または一切の債務について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき
- (5) 監督官庁により営業免許・営業登録の取消の処分を受けたとき
- (6) 資本の減少、営業の廃止・変更・譲渡、または解散の決議をしたとき、並びに清算・整理の手続に入ったとき
- (7) 外国の法令に基づく前各号の何れかに相当、または類する事由が発生したとき
- (8) 住所変更の届出を怠るなど、お客様の責に帰すべき事由によって、当社にてお客様の所在が不明となり、または連絡不能となったとき

2 お客様について次に掲げる各号の何れかの事由が生じたときは、当社からの通知・催告等によって、本取引に係るお客様の当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務の全てを弁済するものとします。

- (1) 本取引に係る債務、またはその他一切の債務の何れかについての一部でも履行を遅滞したとき
- (2) お客様が本約款、またはその他当社取引規程に記載された各条項の何れかに違反したとき、若しくは当社がお客様における本取引の継続が不適当であると判断したとき
- (3) 前各号ほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断したとき

(差引計算)

第19条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならないときは、当社が、当社の判断により、当該債務とお客様の本取引に係る債権とを、その期限の如何に関わらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができることにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の相殺における債権債務の利息・損害金の計算につき、その計算の期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

3 お客様は、第1項の相殺における、債権債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場は、当社が妥当と判断する実勢の外国為替レートとすることにあらかじめ同意するものとします。

(充当の指定)

第20条 お客様が当社に対する債務の弁済を行い、または前条の差引計算を行う場合にお

いて、お客様の弁済額、またはお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を弁済させるのに足りないときは、お客様が当社に対して有する一切の債権につき、当社が適当と認める順序方法により弁済充当することができるものとします。

(決済条件の変更)

第21 条 お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

(遅延損害金の支払い)

第22 条 お客様が本取引に係る債務の履行を怠ったときは、当社が請求した日の翌日から債務の完済まで、当社の定める利率、および計算方法による遅延損害金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。

(利用日、および利用時間)

第23 条 本取引に係る注文の受付日、受付時間、および執行時間は、当社が定めるものとします。

(報告書等の作成、および提出)

第24 条 お客様は、当社が関係法令等に基づき、本取引の内容その他を日本銀行等に報告することにあらかじめ同意するものとし、当該報告に関する必要な協力を行なうものとします。

(定期報告書)

第25 条 当社は、次に掲げる内容の取引残高報告書、および取引報告書を作成し、お客様に通知します。

(1) 月次取引残高報告書

1ヶ月間のお取引明細、入出金明細、月末時点の未決済建玉、預託証拠金、代用有価証券評価額の残高の状況が記載されたもの

(2) 取引報告書兼証拠金受領書兼取引残高報告書

取引の都度、お取引明細などお取引や残高の状況が記載されたもの

(リスク情報に関する開示)

第26 条 当社は、金商業等府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、本取引に係る毎月末時点のリスク情報(イ. 未カバー率、ロ. カバー取引の状況、ハ. 平均証拠金率)を翌月の20日までに当社ホームページ上で開示するものとします。

(通知の効力)

第27条 当社によりなされた本取引に関する通知が、当社の責に帰すことができない事由により遅延、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

(サービス内容の変更)

第28条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引で提供するサービス内容を変更することができるものとします。

(解約)

第29条 次に掲げる各号に該当したときは、本取引は解約されるものとします。ただし、解約時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、または、お客様が当社に対する債務を負担している場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

- (1) お客様が当社に対し本取引の解約の申し入れをしたとき
- (2) お客様が、関係法令諸規則、当社各規程、本約款、その他当社が定める本取引ルールに定める事項に違反し、当社が本取引の解約を通告したとき
- (3) お客様が第18条に掲げる事項のいずれかに該当したとき
- (4) 当社がやむを得ない事由によりサービス提供の中止を申出た場合
- (5) その他、総合取引約款第40条第1項のいずれかに該当した場合

(免責事項)

第30条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害、および損失については、当社はその責めを負わないものとします。

- (1) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部、または一部の履行遅延もしくは履行不能、金銭の授受等の遅延、または不能により生じた損害・損失
- (2) 電信、インターネット、または郵便の誤謬、誤配、遅延等、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害・損失
- (3) オンライントレード・システムの使用に関連してお客様に直接的または間接的に発生する一切の損害(オンライントレード・システムを利用して行った取引の結果のほか、ハードウェア、他のソフトウェアの破損、不具合、通信回線・設備の障害等を含むがこれに限らない。)および第三者からなされる請求
- (4) お客様が入力したか否かに係らず、総合取引約款第5条第1項に掲げる本人認証によりご本人であることが確認できたうえで行われた取引により、金

銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害・損失

- (5) お客様と当社とを結ぶ通信回線、およびシステム機器の瑕疵、障害、または通信速度低下、回線の混雑等により生じた損害・損失
- (6) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下、当社、および当社が運営・管理等を委託している先のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動、および処理速度の低下(第三者による妨害、侵入、情報改変等による場合を含む)など、取引等に関する一切のシステムに起因する損害・損失
- (7) 本取引、または本取引に関連してお客様に提供する情報につき、誤謬、欠陥があったことにより生じた損害・損失(ただし、当社に故意・重過失がある場合を除く)
- (8) 当社が第7条第4項、および第5項の規定にもとづき、お客様の新規注文に対して制限を加えた場合による損害・損失
- (9) 当社が、第15条第2項の規定にもとづき反対売買を行ったことにより生じた損害・損失
- (10) 前各号に定めるほか、総合取引約款第39条第1項各号に掲げる事項により生じるお客様の損害・損失又は費用

(債権譲渡等の禁止)

第31条 お客様が当社に対して有する本取引、または未決済建玉に係る債権、またはその他一切の債権につき、お客様はその全部、または一部を第三者に譲渡、移転、または質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

(オンライントレード・システムの利用制限)

第32条 当社は、オンライントレード・システムにおいて提供する情報等に関しては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。万一この情報に基づいて被ったいかなる損害についても、当社は一切責任を負うものではありません。

- 2. オンライントレード・システムに関する著作権、知的所有権及びその他一切の権利は当社に帰属し、お客様が本規定に従ってオンライントレード・システムを利用されるほか、オンライントレード・システムの全部又は一部についてその目的の如何を問わず、複製、改造、リバース・エンジニアリング、ディコンパイル、ディスアSEMBル又は変更することはできないものとします。
- 2. オンライントレード・システムは、第三者に販売、譲渡、質入、貸与又は頒布すること並びにオンライントレード・システムから受ける情報を、営業に利用することはもちろん、第三者へ再配信すること、第三者と共同して利用すること、第三者の利用に供することはできないものとします。

3. 当社は、お客様が前各項に違反している、又は違反する恐れがあると判断した場合、当該お客様の本取引における全てのお取引を停止することができるものとします。
4. 当社は、お客様に通知することなく、オンライントレード・システムの全部又は一部の停止、中止及び仕様変更を行う場合があります。

(オンライントレード・システムの利用料)

第33条 オンライントレード・システムの利用料は、原則、無料とします。

2. オンライントレード・システムの利用料は、経済情勢等の変動に伴い改定できるものといたします。

(準拠法及び合意管轄)

第34条 本約款に関する準拠法は日本国法とします。

- 2 本約款から生じまたは本約款に関連して生じるすべての訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第35条 本約款は、法令の変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来する前に店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(2026年6月1日)